

令和4年10月 日

## 県立広島大学学長候補者の選考について（公示）

県立広島大学学長選考会議議長

県立広島大学学長選考規程施行細則（以下「施行細則」という。）第2条の規定に基づき、県立広島大学の学長候補者の選考の実施について、次のとおり公示します。

**1 学長選考の実施理由**

現学長の任期が令和5年3月31日をもって満了となるため。

**2 選考機関**

県立広島大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）

**3 新学長の任期**

令和5年4月1日から令和9年3月31日（4年間）

なお、当該任期の満了に伴う学長選考において再任されることは可能であり、再任された場合の任期は2年とする。

**4 選考の基準**

県立広島大学学長選考規程第3条の規定に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者のうちから選考する。

**5 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）の推薦****(1) 選考対象者を推薦できる者**

① 経営審議会又は県立広島大学教育研究審議会の委員（学長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）は、学長選考会議に対し、選考対象者を推薦することができます。

② 広島県公立大学法人職員就業規則第2条に規定する職員（学長選考会議の委員である職員を除く。）は、15名以上の連署により、学長選考会議に対し、選考対象者を推薦することができます。なお、推薦者名簿への署名は、この公示の後、行うことができます。

（注）ここでいう「職員」とは、広島県公立大学法人県立広島大学に勤務する常勤の教員及び事務職員をいいます。

**(2) 推薦に必要な書類**

① 施行細則に定める別紙様式1の「推薦書」又は別紙様式2の1の「推薦書」及び別紙2の2の「推薦者名簿」

※ 別紙様式1及び別紙様式2の1については、公表されます。

② 施行細則に定める別紙様式3の「同意書」

**(3) 推薦受付の期間**

令和4年10月19日（水）～31日（月）（土曜日及び日曜日を除く）

※ 受付時間 9：00～17：00

※ 郵送等により提出する場合は、令和4年10月31日（月）17：00必着

**(4) 書類の提出先**

広島県公立大学法人本部総務課

## 6 選考対象者として推薦された者（以下「被推薦者」という。）による書類の提出

### (1) 被推薦者が提出すべき書類

- ① 施行細則に定める別紙様式4の「所信表明書」
- ② 施行細則に定める別紙様式5の「履歴書」

※ ①, ②とも提出された書類については, 公表されます。

### (2) 書類受付の期間

令和4年11月7日(月)～14日(月) (土曜日及び日曜日を除く)

※ 受付時間 9:00～17:00

※ 郵送等により提出する場合は, 令和4年11月14日(月)17:00必着

### (3) 書類の提出先

広島県公立大学法人本部総務課

## 7 学長候補者の選考に係る意見の提出

審議会委員(選考対象者の推薦者となった者を除く。)は, 学長選考会議の求めに応じて, 施行細則に定める別紙様式7「意見書」により, 意見を提出することができます。

## 8 学長候補者の選考

必要書類が提出された後, 学長選考会議において書類による審査の後, 必要に応じ面接により審査し, 最終的に1人を学長候補者として選考します。

※ 面接記録については, 公表されます。

※ 面接出席のための旅費については, 支給します。

※ 県立広島大学学長選考会議規程, 県立広島大学学長選考規程, 県立広島大学学長選考規程施行細則を参照してください。